

平成 30 年度輸出先国の規制に対応する
ためのサポート体制整備委託事業
報 告 書

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

一般社団法人全国植物検疫協会

目 次

1. 事業の背景及び目的	1
2. 事業の取り組み内容	2
(1) サポート事務局の設置及び業務	2
(2) 専門家リストの整備	3
(3) 相談窓口の設置	6
(4) 産地等の現状把握の実施	17
(5) 専門家による技術的サポートの実施	22
(6) 第2回有識者検討委員会の意見を踏まえた改善	23
(7) サポート事例集の作成	25
(8) 技術資料の作成	25
3. 事業の実施結果	26
(1) 輸出産地カルテの作成状況	26
(2) 技術的サポートの実施状況	32
(3) 各種イベントにおけるサポート事業の取組	33
(4) 切り花の障害試験に係る技術的サポートの実施	37
(5) その他	40
4. サポートの取り組み事例	41
(1) 事例1 (サツキ、ゴヨウマツ等の盆栽の輸出)	41
(2) 事例2 (ケイトウ種子、切り花の輸出拡大)	42
(3) 事例3 (新たに解禁となった国向けに柿を輸出したい)	43
(4) 事例4 (いちごの輸出に取り組みたい)	44
(5) 事例5 (木材の輸出)	45
(6) 事例6 (査察対応)	46
(7) 事例7 (セミナーの講師依頼)	47
5. 成果と課題	48
6. 今後の取り組みについて	50
(1) 専門家の登録	50
(2) 相談窓口の設置	50
(3) 広報の強化	50
(4) 各種イベントへの参加	50
(5) サポートの充実	50
(6) サポート時に使用する資料の充実	51
(7) 平成30年度の課題に対する取り組み	51
7. サポートに使用した主な資料	52

1. 事業の背景及び目的

一般社団法人全国植物検疫協会（以下「全植検協」という。）は、植物検疫、病害虫防除、携帯品（おみやげ）の持ち出しに関連する流通・販売など幅広い分野の専門家等から構成される産地サポート体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地、流通・販売事業者等（以下「産地等」という。）の意向及び課題を聴取・分析し、産地等の要望に合致した専門家を現地に派遣すること等により、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に則した防除体系、栽培方法、流通形態等の普及のための取組を実施した。

事業の実施に当たっては、農林水産省の委託内容に基づき次の8つの取り組みを実施するとともに、農林水産省消費・安全局植物防疫課と協議の上、計画を作成したほか、事業の進捗状況を定期的に報告した。

- ① サポート事務局の設置及び業務
- ② 専門家リストの整備
- ③ 相談窓口の設置
- ④ インターネットサイトの運営
- ⑤ 産地等の現状把握の実施
- ⑥ 専門家による技術的サポートの実施
- ⑦ サポート事例集の作成
- ⑧ 技術資料の作成

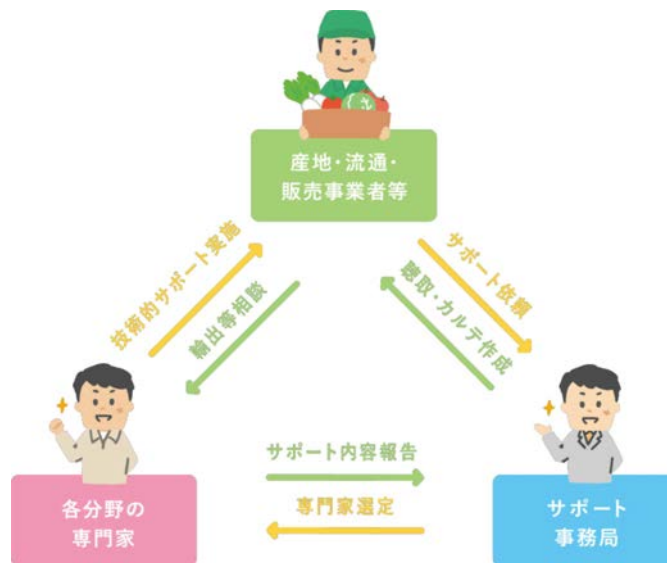


図1 本事業のイメージ

2. 事業の取り組み内容

(1) サポート事務局の設置及び業務

全植検協は、本事業を円滑に推進するため、全植検協内にサポート事務局を設置した。

サポート事務局の主な業務は以下のとおりである。

- ① 専門家の登録に関し、専門家選定委員会との連絡調整及び専門家への委嘱等の事務
- ② 相談窓口の設置に係る事務
- ③ 相談窓口に寄せられた相談、問い合わせに係る対応等の調整及びサポート実施に伴う専門家の選定
- ④ 専門家とのサポート方針の協議及び調整
- ⑤ サポート実施のための資料の作成
- ⑥ サポート実施後の産地・事業者カルテ（以下、輸出産地カルテ）の確認・整理
- ⑦ サポート実施に伴う専門家への報酬等の支払い
- ⑧ リーフレットの作成及びインターネットサイトを用いた広報の実施 など

なお、サポート事務局では本事業の実施に先だち平成30年4月に、植物検疫、病虫害防除・栽培管理、農薬の適正使用（残留農薬）及び流通・販売に係る知識を有する委員6名からなる第1回有識者検討会を開催した。その意見を踏まえて、平成30年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業の計画を作成し、この計画に基づき、今年度の事業を開始した。

また、事業年度の間中期（平成30年10月）に第2回有識者検討会を開催し、サポート事務局から委員に対して平成30年9月末までの事業の実施概要を報告するとともに、委員から出された改善点等の意見を踏まえ、事業内容の見直しを行った。

さらに、事業年度末（平成31年3月）に、第3回有識者検討会を開催した。第3回有識者検討会においては、サポート事務局から1年間の事業の実施概要を報告したほか、平成30年度に産地等に派遣した専門家から具体的な技術的サポートを紹介してもらった。サポート事務局は、委員からの事業の成果や課題、今後の取り組みに係る助言等を踏まえて、事業報告書を取りまとめた。

（2）専門家リストの整備

専門家は、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用（残留農薬）④流通・販売の各分野において、現場指導の経験や知識を有する者を全国的に募集し、本事業への協力に理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者を選定した。選定した専門家は、表1の様式により専門家リストとして取りまとめ、サポート事務局が専門家と連絡する際に利用した。

表1 専門家リスト

平成30年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業の専門家リスト								
分野	氏名	所属等	住所	電話番号	FAX番号	eメールアドレス	現場指導の経験の内容	希望地域
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

専門家の選定に当たっては、植物検疫、病虫害防除・栽培管理、農薬の適正使用（残留農薬）及び流通・販売に係る業務に５年以上従事した経験のある有識者６名からなる専門家選定委員会を開催した。有識者の助言を踏まえて専門家を登録することで、産地等に派遣する専門家の基準を設定した。

サポート事務局は、次の取り組みを実施した。

ア 専門家の募集

サポート事務局は、関係機関を通じて、植物検疫、病虫害防除・栽培管理、農薬の適正使用（残留農薬）及び流通・販売に係る各分野の専門家を全国規模で募集するとともに、全植検協ホームページにも募集案内を掲載した。

（ア）植物検疫に係る専門家の募集

サポート事務局は、ホームページ等を利用して、各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄、以下同じ）への配置を見込み、植物検疫業務に携わった経験のある者を５０名程度募集した。

（イ）病虫害防除・栽培管理に係る専門家の募集

サポート事務局は、ホームページ等を利用して各ブロックへの配置を見込み、病虫害防除や栽培管理の知識を有する者を５０～１００名程度募集した。

（ウ）農薬の適正使用（残留農薬）に係る専門家の募集

サポート事務局は、ホームページ等を利用して各ブロックへの配置を見込み、農薬の適正使用や諸外国の残留農薬等の知識を有する者を８０～１００名程度募集した。

（エ）流通・販売に係る専門家の募集

サポート事務局は、ホームページ等を利用して、流通・販売やおみやげによる農産物の持ち出しに知識を有する者を数名募集した。

イ 専門家の選定・登録

サポート事務局は、専門家の選定に当たって、平成30年4月に第1回専門家選定委員会を開催した。第1回専門家選定委員会では、平成29年度に専門家として選定された者を優先的に選定するとともに新たに応募のあった専門家について討議し、その承認を得て、4月2日付けで169名の専門家を登録した。その後、5月に第2回専門家選定委員会を開催（書面決議）し5名を、8月に第3回専門家選定委員会を開催（書面決議）し2名を、11月に第4回専門家選定委員会を開催（書面決議）し15名をそれぞれ追加登録し、最終的に表2のとおり191名を登録した。

表2 専門家の登録状況

分 野	登録数
植物検疫	49 名
農薬適正使用	92 名
病虫害防除・栽培管理	13 名
病虫害防除	30 名
植物検疫、 病虫害防除・栽培管理	1 名
植物検疫 農薬適正使用	1 名
病虫害防除・栽培管理、 農薬適正使用	2 名
流通・販売	2 名
植物検疫、 流通・販売	1 名
計	191 名

ウ 専門家の業務

専門家の業務は、以下のとおりである。

- ① 産地等における輸出に関する意向、現状、課題等の聴取
- ② 技術的サポート方針の協議
- ③ 産地等に関わる関係者による検討体制の構築
- ④ 輸出先国の植物検疫条件に基づいた植物検疫に係る手続き、病虫害防除・栽培管理、農薬の適正使用及び流通・販売等に係る技術的サポートの実施
- ⑤ 技術的サポートの実施に係る輸出産地カルテの作成
- ⑥ サポート事務局への報告及び必要な書類の提出
- ⑦ その他サポート事務局が指示する事項

(3) 相談窓口の設置

相談窓口は、輸出に取り組もうとする産地や輸出事業者、流通事業者などが電話やファックス等で問い合わせができるよう北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の地域毎の利便性を踏まえて開設した。

なお、開設時間は、月曜日から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前10時から午後5時とした。相談窓口を開設したことについては、リーフレットを作成し、各都道府県や北海道農政事務所、各地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下、「地方農政局等」という。）が事務局を務める輸出促進協議会やJETROなどに対して周知を行った。

具体的には次により実施した。

ア 相談窓口の設置

サポート事務局の相談窓口は、平成30年4月2日に設置した。また、各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位）の相談窓口の設置に当たっては、海港に所在する植物検疫協会等に案内し、応募のあった全国19カ所の植物検疫協会等及び日本くん蒸技術協会の中に設置した。各相談窓口には、専用電話（携帯電話）を整備した。なお、各ブロックの相談窓口は、平成30年4月2日から運用を開始した。

設置した相談窓口は、表3のとおりである。

表3 ブロック毎の相談窓口一覧

ブロック名	相 談 窓 口	連 絡 先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市)	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市)	070(1548)6147
	(一社) 室苦植物検疫協会内 (苫小牧市)	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内 (酒田市)	070(3176)8427
関東地区	(一社) 京葉地区植物検疫協会内 (千葉市)	070(1373)8077
	(一社) 日本くん蒸技術協会内 (東京都)	070(1569)3466
	横浜植物防疫協会内 (横浜市)	070(1188)4961
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内 (高岡市)	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内 (名古屋市)	070(1502)9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市)	070(1186)2975
	(一社) 大阪植物検疫協会内 (大阪市)	070(3236)8765
	和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市)	070(1403)9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市)	070(1398)2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市)	070(1499)7759
	(一社) 広島植物検疫協会内 (広島市)	070(1434)4575
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市)	070(1461)6169
	(一社) 高知県植物検疫協会内 (高知市)	070(1410)6814
九州地区	九州植物検疫協会内 (北九州市)	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内 (浦添市)	070(1556)4312

イ 相談窓口の広報

サポート事務局は、相談窓口の開設について周知するとともに、輸出に取り組む・取り組もうとする産地等に利用を促すため、平成30年4月にリーフレット（図2）を作成し、各都道府県や地方農政局等及び専門家等に約18,000枚を配布した。その後、JETROや農業会議、地方農政局、専門家等からの追加依頼等に応じて、約12,700枚を配布した。また、8月にはお土産による持ち出しに係るリーフレット（図3）を作成し、各都道府県や地方農政局等及び専門家等に約12,500枚を配布するとともに、その後2,000枚を追加配布した。リーフレットの配布状況は、表4のとおりである。

当該リーフレットについては、全植検協ホームページ上にも掲載し広報を行った。

相談料
無料！

生果実、野菜などの

農産物の輸出 お手伝いします！

生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準などについて、専門家を派遣しサポートします。

手土産で海外に持ち出す場合もご相談ください。

ご相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。



お気軽に
ご相談
ください

一般社団法人
全国植物検疫協会
サポート事務局

☎ 070-1187-1520

※対応時間：月曜～金曜（行政機関の休日を除く）10:00～17:00

（一社）全国植物検疫協会

2018.4版

図2-1 事業のリーフレット（2018年4月版表面）

農産物の輸出をサポートします！

\ step 1 /

ご相談

まずはお電話、FAX、ホームページよりお問い合わせください。輸出に関する意向や現状などに加え、直面している課題等についても「カルテ」として整理します。

\ step 2 /

現地サポート体制の構築

サポート事務局がご相談者と共に、具体的な課題と対策をサポート方針として明確にした上で、現地の関係者を中心とした現地サポート体制を構築します。

\ step 3 /

技術的サポートの実施

専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的サポートを実施します。



輸出先国の規制に対応するためのサポート事務局（一般社団法人全国植物検疫協会内）

TEL : 070(1187)1520

FAX : 03(5294)1525

※対応時間：月曜～金曜（行政機関の休日を除く）10:00～17:00

Email : support@zenshoku-kyo.or.jp

URL : <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

住所：〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3 伊田ビル



各地域にも相談窓口を設置しています

北海道地区	(一社)釧路植物検疫協会内	(釧路市)	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内	(小樽市)	070(1548)6147
	(一社)室苫植物検疫協会内	(苫小牧市)	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内	(酒田市)	070(3176)8427
関東地区	(一社)京葉地区植物検疫協会内	(千葉市)	070(1373)8077
	(一社)日本くん蒸技術協会内	(台東区)	070(1569)3466
	横浜植物防疫協会内	(横浜市)	070(1188)4961
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	(高岡市)	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内	(名古屋市)	070(1502)9038
近畿地区	(一社)神戸植物検疫協会内	(神戸市)	070(1186)2975
	(一社)大阪植物検疫協会内	(大阪市)	070(3236)8765
	和歌山植物輸出入検疫協会内	(和歌山市)	070(1403)9276
中国地区	(一社)岡山県植物検疫協会内	(倉敷市)	070(1398)2752
	(一社)広島県東部植物検疫協会内	(福山市)	070(1499)7759
	(一社)広島植物検疫協会内	(広島市)	070(1434)4575
四国地区	(一社)香川県植物検疫協会内	(坂出市)	070(1461)6169
	(一社)高知県植物検疫協会内	(高知市)	070(1410)6814
九州地区	九州植物検疫協会内	(北九州市)	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	(浦添市)	070(1556)4312

※対応時間：月曜～金曜（行政機関の休日を除く）10:00～17:00

※対応時間内に電話が繋がらない場合は、サポート事務局(全植検協内)に直接お問い合わせください。

(2018年4月現在)



(一社)全国植物検疫協会

2018.4版

図2-2 事業のリーフレット（2018年4月版裏面）



ご存知ですか？

私たちがサポートします！

外国人旅行者に、 日本のおいしい果実などの農産物を お土産として持ち帰ってもらう ために

・ お気軽にご相談ください ・

輸出先国の規制に対応するためのサポート事務局（一般社団法人全国植物検疫協会内）

tel:070-1187-1520 fax:03-5294-1525

※対応時間：月曜～金曜（行政機関の休日を除く）10:00～17:00

mail:support@zenshoku-kyo.or.jp

URL:<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation>

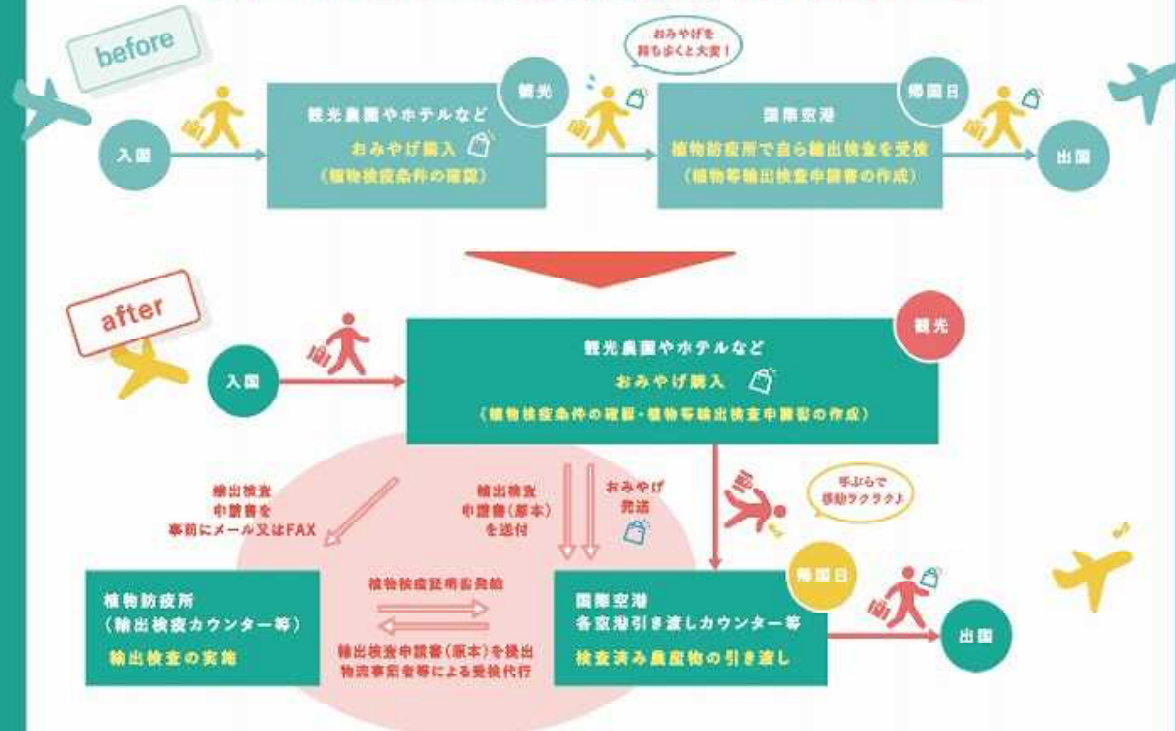
住所：〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3伊田ビル

ウェブサイトはこちら！



図3-1 事業のリーフレット（2018年8月版表面）

海外へのおみやげの持ち出し円滑化の仕組み作り(イメージ)



北海道地区	(一社)釧路植物検疫協会内	《釧路市》	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内	《小樽市》	070(1548)6147
	(一社)室戸植物検疫協会内	《苫小牧市》	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内	《酒田市》	070(3176)8427
関東地区	(一社)京葉地区植物検疫協会内	《千葉市》	070(1373)8077
	(一社)日本<人>芸術協会内	《台東区》	070(1569)3466
	横浜植物防疫協会内	《横浜市》	070(1188)4961
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	《高岡市》	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内	《名古屋市》	070(1502)9038
近畿地区	(一社)神戸植物検疫協会内	《神戸市》	070(1186)2975
	(一社)大阪植物検疫協会内	《大阪市》	070(3236)8765
	和歌山植物輸出入検疫協会内	《和歌山市》	070(1403)9276
中国地区	(一社)岡山県植物検疫協会内	《倉敷市》	070(1398)2752
	(一社)広島県東部植物検疫協会内	《福山市》	070(1499)7759
	(一社)広島植物検疫協会内	《広島市》	070(1434)4575
四国地区	(一社)香川県植物検疫協会内	《坂出市》	070(1461)6169
	(一社)高知県植物検疫協会内	《高知市》	070(1410)6814
九州地区	九州植物検疫協会内	《北九州市》	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	《浦添市》	070(1556)4312

〔2018年4月號刊〕

※対応店舗内に電話が繋がらない場合は、サポート事務局(会館棟内)に直接お問い合わせください。

- 11 -

表4 リーフレットの配布状況

送 付 先	送 付 枚 数	
	事業リーフレット	おみやげリーフレット
農林水産省（農政局等を含む）	9,020	4,720
植物防疫所	1,200	1,100
都道府県・市町村	5,110	4,870
全農	100	100
JETRO	5,550	0
サポート事業相談窓口	4,600	2,095
全植検協会員	895	655
専門家（相談窓口の専門家を除く）	1,625	720
その他	2,680	240
合 計	30,780	14,500

ウ サポート事業ホームページの設置・運営

全植検協ホームページ内に本事業の概要や農産物の輸出に関する情報等を掲載したサイト（<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>）を設置し、情報発信に心がけた。このサイトでは、本事業で取り組む内容や農林水産省や植物防疫所の公表情報（注目情報）、相談窓口の情報、インターネットでの相談・問い合わせサイトの開設などの情報（図4参照）を掲載した。

また、農産物の輸出に関し、関係機関が連携できるよう農林水産省をはじめ関係機関のサイトをリンク掲載した。

各専門家がサポートに当たって、サポートに必要な情報が閲覧できるようサイトに「輸出サポート専用ページ」（ログイン管理）を設置し、必要な情報が取り出せるようにした。なお、当該専用ページは、農林水産省や地方農政局等とも共有した。



農産物輸出サポート事業



電話でのお問い合わせ：070-1187-1520

電子メールでのお問い合わせは[こちら](#)

輸出先の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業について

一般社団法人全国植物検疫協会は、当協会が植物検疫に関して知識や経験を持ち合わせており、また、オールジャパンで推進している輸出促進に寄与することも重要な役割と判断し、農林水産省の「輸出先の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」の実施主体となり、当該事業を受託実施することとなりました。

当該事業は、平成28年5月に取りまとめられた「農林水産物の輸出強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するため、植物検疫や病害虫防除・栽培管理、農薬の残留等に関する専門家が輸出産地等に向いて実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先の規制に則した防除体系や栽培方法等の普及を促進するというものです。

このほど、当協会では、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者からの植物検疫や農薬の残留等に関するご相談をお受けするための無料相談窓口を設置（ブロックごとの相談窓口はこちら）し、ご相談者様の費用負担なしで、相談内容に応じて適切な専門家を選定し、派遣する体制を整備しましたので、お知らせします。

つきましては、農産物の輸出に関するご相談、当該サポートに関するご要望・ご質問等がございましたら、当協会まで、お気軽にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます（メールでのお問い合わせはこちら）。

農産物輸出等に関する注目情報

- 2019-01-16 [平成30年11月農林水産物・食品の輸出実績（速報値）について（農林水産省）](#)
- 2019-01-12 [オマーンによる日本産食品の輸入規制の撤廃について（農林水産省）](#)
- 2019-01-07 [韓国の輸入規制の解除について（植物防疫所）](#)
- 2018-12-28 [タイ向け輸出に係る日本産メロン、すいか、きゅうり及びトマトの生果実の生産園地（温室）及び選果こん包施設の登録について（植物防疫所）](#)
- 2018-12-24 [スイスの輸入規則等詳細情報情報の更新について（植物防疫所）](#)

もっと見る



ご相談やご質問など、お気軽にお寄せください。
TEL:070-1187-1520



全国植物検疫協会は、平成30年10月10日～12日に幕張メッセで開催された「第2回 “日本の食品” 輸出EXPO」に参加し、専門家が農産物の輸出に係る植物検疫や残留農薬等の情報提供を行いました。

- ▶ 農産物輸出サポート事業
- ▶ 法人案内
- ▶ 相談窓口
- ▶ 関係機関
- ▶ お問い合わせ
- ▶ 専門家募集
- ▶ 報告書
- ▶ リーフレット
- ▶ アンケート(HP関係)
- ▶ 輸出条件早見表(植物防疫)

輸出サポート専用ページ
Export support exclusive page

サポート事業専門家募集

Agricultural export support business professionals wanted

[Read More](#)



リーフレット
Leaflet

[Read More](#)

一般社団法人全国植物検疫協会
〒101-0047
東京都千代田区内神田3-4-3
伊田ビル
TEL.070-1187-1520
FAX.03-5294-1525



図4 サポート事業専用サイト

エ その他

農産物の輸出に取り組む産地等への情報発信を強化するため、全農の協力を得て、同連合会のホームページ (<https://agri.ja-group.jp/export/case/jagrouppcase/2195/>) に本事業を紹介及び全植検協のサポート事業のサイトのリンク掲載 (<https://agri.ja-group.jp/export/relatedlink/>) を行った。

また、全植検協の広報誌である「全植検協通報」（全植検協会員や地域協会の会員である輸出入事業関係者などに約 1, 0 0 0 部を定期的に配付している。図 5 参照）や地域協会の発行している会員誌等に事業の利用案内を掲載した。

更に、全国農業改良普及職員協議会が発行している「技術と普及」の第 5 6 巻第 2 号に「農産物輸出に関する無料相談窓口を活用ください」（図 6 参照）と題して本事業を紹介した。

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業（サポート事業）

平成 30 年度も継続実施（平成 29 年度の実施概要と 30 年度の提案内容）

平成 30 年 3 月 16 日（金）農林水産省において開札が行われ、当協会が 30 年度のサポート事業を落札した。今後、委託契約等を取り交わすこととなるが、本稿では平成 29 年度の事業概要と 30 年度事業の提案内容について解説します。

〔29 年度の概要〕

専門家リストの整備：本事業の活動主体となる専門家は、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用等の分野に精通した者を対象に募集した結果、138 名（植物検疫 47 名、農薬の適正使用 80 名、病虫害防除・栽培管理 8 名、その他 3 名）の方を登録し、専門家リストを整備した。

相談窓口の設置：輸出に取り組む産地や流通事業者などから電話や FAX 等で問い合わせができるよう、全国 10 ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）の 16 か所に相談窓口を設置するとともに、ホームページやリーフレット（22,700 枚）等により広報した結果、多くの問い合わせや相談が寄せられた。

輸出産地等の現状把握：寄せられた相談や問い合わせから、相談者が抱える課題等について聞き取りカルテを作成した。作成したカルテは 153 件で、相談内容を見ると植物検疫条件等に関するものが最も多く、輸出相手国の残留農薬基準や木材の消毒に関する問い合わせも寄せられた。輸出先国を見るとアジア諸国（特に台湾）が最も多く（約 6 割）、輸出品目では生果実や野菜、木材、盆栽等の相談があった。また、地方自治体や団体等からはセミナーなどの講演依頼（7 件）も寄せられた。

〔30 年度の提案〕

平成 30 年 3 月 16 日（金）農林水産省において開札が行われ、当協会が 30 年度のサポート事業を受託したことから、30 年度は専門家の増員（200 名程度）、相談窓口の増設（16 + α）、ホームページ活用等によ

技術的サポートの実施：作成したカルテ（153 件）のうち、81 件の相談に対し延べ 181 名の専門家が現地へ赴き、技術的サポートを行った。具体的な相談内容と対応状況は次のとおり。①国内消費が低迷する中、将来を見越して生果実を輸出したい。海外では何が問題か知りたい。これに対し、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬対策等を説明。②これまで生果実を輸出してきたが、輸出先国を増やしていきたい。輸出可能な相手国とその規制内容を知りたい。これに対し、植物検疫の専門家が輸出先国の規制に関する資料を作成し、産地へ赴き説明。また、二国間合意に基づく手続についてアドバイス。③木材の輸出検査で病虫害が付着していたため不合格となった。この木材をどうしても輸出したいので、アドバイスして欲しい。これに対し、植物検疫の専門家が産地へ向向き、木材の選別方法を指導。選別後、良材について輸出検査を受け、無事に合格し輸出できた。④農産物輸出に関するセミナーを開催するので、専門家の方に輸出植物検疫や相手国の規制について、出席者（生産者、輸出関係者等）に講演して欲しい。これに対し、専門家が検疫条件や要求内容をクリアするための手続等を解説した。

成果と課題：29 年度の事業では、農林水産省と委託契約（4 月 3 日付け）を結んだ後、諸手続を経て 6 月 1 日に専門家登録、相談窓口の設置などを行うとともに、リーフレットを作成して関係機関に配布するなど広報に努めたところ、徐々に相談が増加した。また、輸出相手国の植物検疫制度（検疫条件）については、常に最新の情報を入手し、相談者に対応することが求められた。これには農林水産省（植物防疫所）との連携が不可欠と実感された。

る広報の強化、サポート事例集の作成及び技術資料集の作成等を実施する予定。特に、輸出産地の現地把握や専門家による技術的サポートについては、複数名の専門家チームにより対応するなど手厚いサポートを推進するとともに、30 年度は 4 月上旬から活動ができるよう諸手続を進めることとしている。

お知らせ

農産物輸出に関する
無料相談窓口を
活用ください

一般社団法人 全国植物検疫協会は、農林水産省の「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」により、輸出に取り組む産地や流通・販売事業者からの植物検疫や農薬の残留等に関する相談に対して無料相談窓口を設置、相談内容に応じて専門家の派遣を行っています。

生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準などについて、専門家を派遣、サポート。手土産で海外に持ち出す場合も相談可能。相談や専門家派遣等に係る経費等は一切不要です。

【問い合わせ】
輸出先国の規制に対するためのサポート事務局（〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3伊田ビル）
一般社団法人 全国植物検疫協会内
電話 070-1187-1520
FAX 03-5294-1525
対応時間 月曜～金曜（行政機関の休日を除く）10時～17時
support@zenshoku-kyo.or.jp
<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

農産物の輸出をサポートします！

\ step1 /

ご相談

まずは、お電話、FAX、ホームページよりお問合せください。輸出に関する意向や現状などに加え、直面している課題等についても「カルテ」として整理します。

\ step2 /

現地サポート体制の構築

サポート事務局がご相談者と共に、具体的な課題と対策をサポート方針として明確にした上で、現地の関係者を中心とした現地サポート体制を構築します。

\ step3 /

技術的サポートの実施

専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的サポートを実施します。

図6 全国農業改良普及職員協議会機関誌「技術と普及」第56巻2号

(4) 産地等の現状把握の実施

ア 輸出産地カルテの作成

サポート事務局は、第1回有識者検討会での意見等を踏まえて、農産物を輸出しようとする生産者や輸出事業者、流通業者から相談等があった場合、輸出に関する意向、現状、課題等を聴取し、輸出実現までの取り組みを記録するため、輸出産地カルテを作成した。

輸出産地カルテは、図7のとおり①相談者の所属、氏名、連絡先、②輸出を検討している農産物と輸出先国、③輸出先国の規制に関する情報収集の状況、④輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）、⑤国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、支援団体、バイヤー等）、⑥輸出に当たって、相談者が抱える課題、⑦専門家の対応等の各項目、⑧サポート事業の実施状況、⑨生産園地等の見取り図、⑩産地等における検討体制、⑪産地・事業者等との打ち合わせ等の概要、⑫相談者との対応履歴、⑬サポートに当たって配付・使用した資料、⑭相談者から提供された資料、⑮サポートの成果等の項目に分けて専門家による産地等への技術的サポートに資することができるよう作成した。

また、輸出産地カルテについては、他の目的での使用を禁じるなど個人情報の管理にも十分留意した。

イ 産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取

全国20カ所に設置した相談窓口及びサポート事務局は、産地等から輸出に関する相談があった場合、輸出の意向、現状、課題等についてアの①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。

なお、相談窓口は輸出産地カルテの作成に当たり、必要に応じて当該相談者に対し、相談内容を書面にして再確認を依頼する又は相談者から相談内容を記載した書面（メールなど）の提供を求めるなどにより、技術的サポートの実施に万全を期した。

37

④

④

④

- 18 -

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

輸出産地カルテ

(生産園地等の見取り図)

番号:
(窓口番号:)

(園地の見取り図や周辺の状況等を図示したものは参考となるが原簿の資料を作成、貼付してください。)

輸出産地カルテ

(産地等における検討体制)

番号:
(窓口番号:)

(サポーター体制の模式図、関係者、主なサポーター内容などをご記入ください。)

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図 7－2 輸出産地カルテ

④

輸出産地カルテ
(産地・事業者等との打ち合わせ等の概要)

番号: (窓口番号:)

1. 実施日: _____

2. 実施場所: _____

3. 参加者等: _____

4. 概 要: _____

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での利用を禁じるものとする。

④

輸出産地カルテ
(相談者との電話連絡等の対応履歴)

番号: (窓口番号:)

1. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

2. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

3. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

4. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

5. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

6. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

7. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

8. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

9. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

10. 対応日: _____ 方法: 電話 メール (_____)

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での利用を禁じるものとする。

図 7－3 輸出産地カルテ

- 20 -

④

輸出産地カルテ
(サポートに当たって配付・使用等した資料名)

番号:

(窓口番号:)

配付した資料名及び作成者等の情報	
1	配付月日
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	

(相談者から提供された資料名)

提供された資料名等	
1	受理月日
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

⑤

輸出産地カルテ
(サポートの成果等)

番号:

(窓口番号:)

(サポートを実施したことによる成果や今後の予定等について、相談者から聞き取り記入してください。)				
区分	1. 輸出実績あり (1に記入)	2. 今後、輸出する予定 (2に記入)	3. 輸出しない (3に記入)	4. その他 (4に記入)
1. 輸 出 実 績				
1. 輸出先国 :				
2. 輸出品目 :				
3. 輸出年月日 :				
4. 輸送回数 :				
5. 数量(個数、数量等):				
6. 輸出価格(FOB) :				
7. 今後の予定 :				
2. 今後の輸出等の予定				
(輸出はまだ行われていないが、今後輸出予定がある場合、その予定や取り組み等について記入してください。)				
3. 輸出を断念した理由等				
(輸出が断念・輸出予定がない場合、輸出を断念した理由等を聞き取り記入してください。)				
4. その他				
対応				

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図 7 - 4 輸出産地カルテ

(5) 専門家による技術的サポートの実施

1) 技術的サポート体制の検討

サポート事務局は、産地等から聴取した内容を分析して、課題を解決するために適した専門家を選定した。その後、サポート事務局が選定した専門家と技術的サポートのサポート方針を協議した上で、専門家は、産地等の意向をもとに現地関係者を含めた検討体制を構築した。

具体的には、次により実施した。

ア 産地等から聴取した内容の分析及び専門家の選定

サポート事務局は、相談窓口から提出又はサポート事務局が作成した輸出産地カルテの内容を分析・精査し、課題を解決するために適した専門家を専門家リストの中から選定した。専門家の選定に当たっては、サポートの継続性や地域性、専門分野などを考慮しつつ、2～3名を選定した。

イ サポート方針の協議

サポート事務局は、産地等が抱える課題解決のための具体的な方法等について、専門家と電話やメールで協議した。また、必要に応じて、植物防疫所など関係機関から関連情報を収集し、これを踏まえて専門家に必要な指示を行った。

ウ 検討体制の構築

技術的サポートの実施に先立ち、専門家は、産地等と相談の上、当該産地等に関わる都道府県の担当者、市町村の担当者、JAの営農指導員、生産部会関係者と連携し、当該産地等からの輸出に向けた検討体制の構築を図った。

2) サポート事業の実施

サポート事務局は、サポート方針に基づき、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況を考慮し、産地の実態に応じた技術的サポートを実施するよう専門家に指示した。産地等に派遣された専門家は、サポート方針に基づき、事前に作成した資料による説明や現地における栽培状況に応じて指導等を行い、その内容を詳細に輸出産地カルテに記録した。

具体的には、以下により実施した。

ア 専門家の派遣

サポート事務局は、産地等への派遣が決定した専門家に対して、事前に課題等が記載された輸出産地カルテを送付するとともにサポート方針について当該専門家と協議した。

産地に派遣された専門家は、サポート方針に基づき、輸出先国の植物検疫条件、輸出植物検疫の手續方法、農産物の生育状況や病害虫の発生状況に応じた栽培管理、輸出先国の定める残留農薬基準に応じた農薬の適正使用の説明など、継続的に実施した。

また、携帯品（おみやげ）の持ち出しに取り組む産地に対しては、「検疫受検円滑化モデル」を活用するなどして、おみやげで農産物を円滑に持ち出すための体制づくりなどの指導を行った。

イ 進捗状況の確認

サポート事務局は、専門家から提出される輸出産地カルテのほか、専門家と電子メール等で連絡を密に取り、事業全体の進捗状況を把握するとともに、一度専門家がサポートした産地に対しては、輸出実現ができるまで、いつ、何を、どのように指導すべきかの計画を立て、粘り強いサポートが実施できるようにした。

（６）第２回有識者検討委員会の意見を踏まえた改善

ア 専門家の追加登録

事業開始当初に登録した専門家は、植物検疫や農薬の適正使用に係る専門家が多く、栽培管理・病害虫防除に係る専門家が少ない状況にあった。このため、有識者から、産地へのきめ細かな指導のためには栽培管理・病害虫防除の専門家を増やすのが望ましく、関係機関等を通じて病害虫防除所ＯＢ等に声掛けするなどの取り組みしてはどうかとの意見があった。意見を踏まえ、関係者の協力を得ながら年度途中で若干名の追加登録を行った。

イ 広報の強化

有識者から事業を円滑に実施するには、広報が重要であること、中でもインターネットの活用は有効であり、テキスト文だけでなく実際にサポートしている風景写真を掲載すると事業の宣伝効果が高くなるとの意見があった。このため、サポート事業のホームページを見直し、サポートの実施状況等の画像も加えたページ（図8参照）に変更した。



図8 農産物輸出サポート事業のホームページ

(7) サポート事例集の作成

サポート事務局は、平成29年度及び30年度に実施した技術的サポートから①専門家を派遣した経緯、②産地の課題、③輸出先国の規制等、④専門家による輸出に向けた計画作成、⑤専門家による技術的サポートの実施状況、⑥専門家による技術的サポート実施後の状況を記した事例集を作成した。当該事例集は印刷製本して、各都道府県や地方農政局等に配付した。

(8) 技術資料の作成

専門家が産地等において技術的サポートを行う際に活用できるよう、輸出植物検疫制度の概要、品目毎・各国別の輸出検疫条件、残留農薬基準値表、携帯品としての持ち出しに関する情報などを技術資料として取りまとめ、サポート事業ホームページの「輸出サポート専用ページ」に掲載した。また、平成29年度に作成した専門家が産地等の指導に利用する資料である「農産物輸出ハンドブック」について、より使い勝手の良い資料となるよう内容を見直し修正して、一部の差し替え等を行った。